

熊本労働局発表
(局長 神保 裕臣)
平成30年10月24日

【照会先】

熊本労働局労働基準部監督課
課長 斉藤 将一
主任監察監督官 堀田 英一
(過重労働特別監督監理官)
監察監督官 中小原 優
電話 096-355-3181

報道関係者 各位

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

～過重労働の解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を実施します～

11月は「過労死等防止対策推進法」に基づく「過労死等防止啓発月間」です。また、本年7月6日、長時間労働の抑制を図るため、時間外労働に上限を設けるなどの労働基準法の改正をはじめとする「働き方改革関連法」が公布されたところです。

このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減など、過重労働の解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

熊本労働局(局長 神保 裕臣)においては、使用者団体等への協力要請、電話相談、重点監督、ベストプラクティス企業への職場訪問等の取組を行います。

■「過重労働解消キャンペーン」の概要(詳細は別紙参照)

1 使用者団体等への協力要請を行います

キャンペーンの実施に先立ち、県内の使用者団体等に対し、傘下の企業等において、長時間労働の削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組が実施されるよう、積極的な周知・啓発について協力を要請します。なお、主要な使用者団体に対しては、熊本労働局長から直接協力要請を行います(別紙参照)。

2 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、都道府県労働局の担当官が、過重労働や賃金不払残業など労働条件全般にわたる相談に対応します。

実施日時 : 11月4日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル : 0120 (794) 713

3 重点監督を実施します

過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導(重点監督)を実施します。

4 ベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

熊本労働局長が、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている県内企業を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて紹介します。

5 キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレット(別添参照)の配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて、広く県民に周知を図ります。

平成 30 年度過重労働解消キャンペーン【熊本労働局版】

1 実施期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）までの 1 か月間

2 具体的な取組

（１）使用者団体等への協力要請を行います

キャンペーンの実施に先立ち、以下の県内の使用者団体や労働組合に対し、傘下の企業や労働組合において長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組が実施されるよう、積極的な周知・啓発等の実施について協力を要請します。

ア 使用者団体

①熊本県経営者協会、②熊本県商工会議所連合会、③熊本県商工会連合会、④熊本県中小企業団体中央会、⑤（一社）熊本県建設業協会、⑥（公社）熊本県トラック協会、⑦（一社）熊本県タクシー協会、⑧（一社）熊本県バス協会

イ 労働組合

日本労働組合総連合会熊本県連合会

ウ 地方公共団体・関係団体

①熊本県、②熊本市、③熊本県社会保険労務士会および④一般社団法人熊本県労働基準協会に対して、過重労働解消キャンペーンの周知について協力を依頼します。

■ 主要使用者団体等への協力要請・協力依頼

熊本労働局長から、上記アの①から④の使用者団体およびイの労働組合に対して直接協力要請を行うとともに、上記ウの①から③の団体に対して直接協力依頼を行います。

1 日 時 平成 30 年 10 月 31 日（水）11 時 30 分～12 時 00 分（予定）

2 場 所 ニューオータニホテルズ ザ・ニューホテル熊本

3 取材依頼

本件の協力要請につきましては、取材いただくことができますので、是非取材をお願いします。（要請書等の写しは当日報道機関の皆様にも配付します。）

（２）電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、過重労働や賃金不払残業など労働条件全般にわたる相談に対応します。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} 0 1 2 0 - ^{なくしましょう} 7 9 4 - ^{長い残業} 7 1 3

[実施日時] 平成 30 年 11 月 4 日（日） 9 : 00～17 : 00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 熊本労働局または管内の労働基準監督署（開庁時間 平日 8 : 30～17 : 15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} 0 1 2 0 - ^{はい！} 8 1 1 - ^{労働} 6 1 0

[相談受付時間] 月～金 17 : 00～22 : 00、土・日 10 : 00～21 : 00

[URL]:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

[URL]:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

（３）重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

<※ 昨年度の重点監督の実施結果については、別添参照。>

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者については、医師による面接指導等の健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※ 監督指導の結果、公表された場合や、１年間に２回以上同一条項の法違反については是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を、一定期間受理しません。また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うよう協力をお願いしています。

（４）ベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

報道機関に公開の上で、熊本労働局長が、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている県内企業を訪問し、その取組事例を熊本労働局のホームページなどを通じて紹介します。

（詳細については、改めて記者発表を行い、お知らせします。）

（５）キャンペーンなどの趣旨について周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレット（別添参照）の配布、一般社団法人熊本県労働基準協会発行の広報誌「熊本県 労働基準協会報」（10 月 15 日発行）等への記事掲載、熊本労働局ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて、広く県民の方に周知を図ります。

（６）過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働解消対策を推進することを目的とした「過重労働解消のためのセミナー」（厚生労働省委託事業。別添リーフレット参照）を、平成 30 年 11 月 28 日（水）、くまもと森都心プラザ（A・B 会議室）で開催します。

【セミナーの内容】

＜※ 無料でどなたでも参加できます。定員約 100 名 事前予約制（先着順）＞

- ① 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- ② 知っておくべき労働時間等に関する基準
- ③ 対策に必要な「関係法令」
- ④ 陥りがちな違法行為
- ⑤ 防止のための事業主等に求められる措置
- ⑥ ストレスチェック制度とは
- ⑦ 職場のパワーハラスメント対策
- ⑧ 実施すべき取組と防止対策の具体例 など

※ 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例紹介などテキストに掲載されていない具体的な取組例も紹介

[専用ホームページ] <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

（７）過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実を目的として「過労死等防止対策推進シンポジウム」（別添リーフレット参照）を、平成 30 年 12 月 2 日（日）、水前寺共済会館グレース（熊本市中央区水前寺 1 丁目 33-18）で開催します。

【プログラムの内容】

＜※ 無料でどなたでも参加できます。定員 100 名 事前申込み＞

- ① 主催者挨拶・働き方改革説明
- ② 基調講演「メンタルヘルスと働き方改革～法改正とエビデンスを踏まえた新たな働き方の探求～」
- ③ 過労死遺族による体験談発表
- ④ パネルディスカッション「働き方改革関連法の成立を契機として考えてみよう職場環境」

[専用ホームページ] <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

平成29年度「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 重点監督実施状況

平成29年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、101事業場に対し重点監督を実施し、63事業場（全体の62.4%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが46事業場、賃金不払残業があったものが8事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが4事業場であった。

表1 重点監督実施事業場数

		重点監督 実施事業場数 (注1)	労働基準関係法令 違反があった事業場数 (注2)	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計		101 (100%)	63 (62.4%)	46 (45.5%)	8 (7.9%)	4 (4%)
主な業種	製造業	44 (43.6%)	19 (43.2%)	11	1	1
	建設業	9 (8.9%)	6 (66.7%)	5	0	0
	運輸交通業	5 (5%)	5 (100%)	3	1	1
	商業	13 (12.9%)	11 (84.6%)	9	1	0
	教育・研究業	5 (5%)	5 (100%)	4	0	0
	接客娯楽業	5 (5%)	5 (100%)	4	1	0
	その他の事業 (注6)	14 (13.9%)	10 (71.4%)	8	3	2

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の重点監督実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
101	13 (12.9%)	34 (33.7%)	19 (18.8%)	19 (18.8%)	9 (8.9%)	7 (6.9%)

表3 企業規模別の重点監督実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
101	2 (2%)	15 (14.9%)	11 (10.9%)	10 (9.9%)	29 (28.7%)	34 (33.7%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、85事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に係る調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に係る調査審議の実施
85	8	11	38	47	3	3

（注1） 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2） 1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3） 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4） 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5） 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に係る指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、32事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）（※）に適合するよう指導した。

表5 重点監督における労働時間の適正な把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
32	10	2	22	2	0	0

（注1） 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2） 各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった46事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、28事業場で1か月80時間を、うち17事業場で1か月100時間を、うち3事業場で1か月150時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超
18	11	14	3	0

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、2事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、42事業場でタイムカードを基礎に確認し、18事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、37事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を確認し記録していた。

表7 重点監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）			自己申告制 （注2）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを基礎 （注2）	
2	42	18	37

（注1） 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2） 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

はたらき過ぎは危険信号、 あなたも職場も

あなたにとって労働とはなんでしょうか？
働くことは大切ですが、働き過ぎは問題です。
長時間の労働は、健康障害のリスクも高まり、
賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。
この機会に職場環境を見直してみませんか？

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら>>>

なくしましょう 長い 残業

0120-794-713
11月4日(日) 9:00 ～ 17:00

専用 WEB サイト 過重労働解消キャンペーン 検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

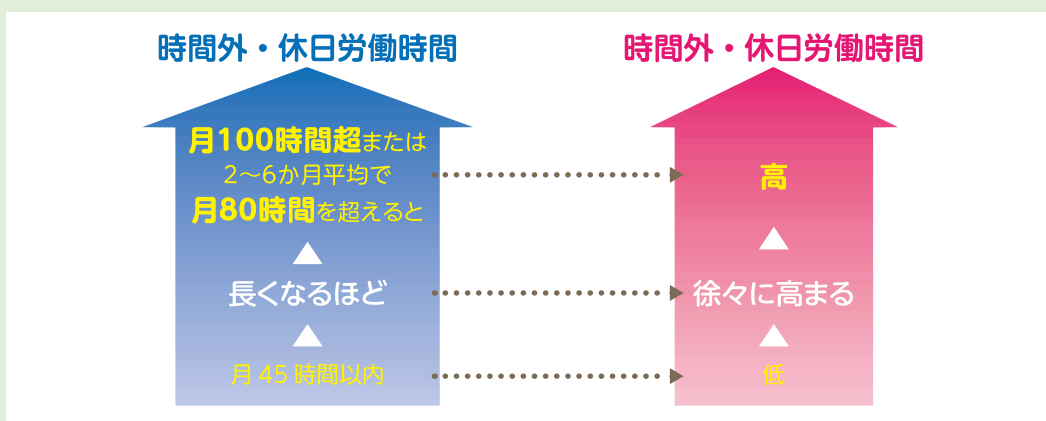
労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{*1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{*2}

①時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ・36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準^{*3}に適合したものとする必要があります。
- ・特別条項付き協定^{*4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ・休日労働についても削減に努めましょう。

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ・年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために※5

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4「臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

※5「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成30年11月4日(日) 休日電話相談

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業

0120-794-713

にご相談ください。



厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時

平成30年11月4日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業

0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

労働条件相談ほっとライン

(月～金17:00～22:00、土・日9:00～21:00)

フリーダイヤル

はい！

ろうどう

0120-811-610

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

労働基準 メール窓口

検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で計64回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

【専用ホームページ】<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



毎年11月は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。



※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、 「過労死等防止対策推進シンポジウム」 を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



○過労死等防止対策推進シンポジウム

47都道府県48会場（東京は2会場）で開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



働き方を見直して人手不足解消と 生産性向上を目指しませんか?



参加費
無料

各回定員
約100名
事前予約制
(先着順)

【東京・名古屋・大阪で
グループワーク型
セミナーも実施】

働きがい得られ、働きやすい職場づくり

そんな職場づくりの実現には、過重労働の解消を図ることが重要です。ぜひご参加ください。

受講対象者 事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など

セミナー開始時間 14時00分～16時30分 13時30分より受付開始いたします

セミナー内容 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例紹介など
テキストに掲載されていない具体的な取組例もご紹介いたします

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- 対策に必要な「関連法令」
- 防止のための事業主等に求められる措置
- 職場のパワーハラスメント対策
- 知っておくべき労働時間等に関する基準
- 陥りがちな違法行為
- ストレスチェック制度とは
- 実施すべき取組と防止対策の具体例 など



申込方法

●本紙裏面のFAX申込書
FAX:03-5913-6409

受付後(約5営業日)メールで受講票を送付いたします。
※受講日の5～6日前にお申込みの方は、会場にて氏名確認で受講できます。

●専用webサイトへ

LEC 過重労働解消 検索

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。
無断で第三者に提供することはありません。



QRコードからも
ご覧いただけます

平成30年度 厚生労働省委託事業 「過重労働解消のためのセミナー」

開催会場一覧			
開催時間：14時00分～16時30分（全会場共通）			
開催都市名	開催日	会 場	
北海道	札幌市	9/28(金)	北農健保会館（3階 大会議室）
青森県	八戸市	9/20(木)	ユートリー八戸地域地場産業振興センター（8階 多目的中ホール）
岩手県	盛岡市	10/10(水)	アイーナいわて県民情報交流センター（会議室501A・B）
宮城県	仙台市	9/26(水)	仙都会館（8階 会議室）
		11/ 8 (木)	東京エレクトロンホール宮城（401中会議室）
秋田県	秋田市	9/25(火)	秋田市文化会館（第6会議室）
山形県	山形市	10/ 2 (火)	山形テルサ（大会議室）
福島県	福島市	9/ 7 (金)	コラッセふくしま（401会議室）
茨城県	水戸市	10/17(水)	茨城県立県民文化センター（分館 集会室8号）
栃木県	宇都宮市	9/28(金)	宇都宮市文化会館（第一会議室）
群馬県	前橋市	10/ 3 (水)	前橋テルサ（つつじの間）
埼玉県	さいたま市	9/13(木)	ソニックシティ（906）
		10/31(水)	
千葉県	千葉市	10/16(火)	千葉市文化センター（セミナー室）
東京都	新宿区	9/ 4 (火)	LEC新宿エルタワー本校（1810教室）
		9/18(火)	
		9/27(木)	
		G 10/ 9 (火)	
		10/30(火)	
		G 11/ 9 (金)	
		11/16(金)	
神奈川県	横浜市	11/30(金)	中小企業共済会館（602～604）
		10/ 5 (金)	
新潟県	新潟市	10/26(金)	新潟テルサ（大会議室）
富山県	富山市	9/14(金)	富山県民共生センターサンフォルテ（研修室303・304号室）
石川県	金沢市	10/11(木)	石川県女性センター（大会議室）
福井県	福井市	9/25(火)	福井県国際交流会館（第1・2会議室）
山梨県	甲府市	9/19(水)	コラーニ文化ホール（会議室）
長野県	長野市	10/18(木)	ホクト文化ホール（小ホール）
岐阜県	岐阜市	10/24(水)	ワークプラザ岐阜（大ホール）

開催都市名		開催日	会 場
静岡県	静岡市	9/18(火)	静岡県男女共同参画センターあざれあ (2階 大会議室)
		10/25(木)	
愛知県	名古屋市	9/ 5 (水)	アイ・エム・ワイ imyホール (3階 大会議室)
		G 9/26(水)	
		10/16(火)	
		11/22(木)	
三重県	津市	10/ 9 (火)	三重県教育文化会館 (大会議室)
滋賀県	大津市	10/23(火)	コラボしが21 (3階 大会議室)
京都府	京都市	9/21(金)	LEC京都駅前本校 (132教室)
大阪府	大阪市	9/12(水)	大阪市立住まい情報センター (3階 ホール)
		10/26(金)	
		G 10/12(金)	マイドームおおさか (第1・2会議室)
		11/27(火)	
兵庫県	神戸市	10/19(金)	神戸市教育会館 (大ホール)
奈良県	奈良市	9/11(火)	エルトピア奈良 (大会議室A・B)
和歌山県	和歌山市	11/29(木)	和歌山県民文化会館 (5階 大会議室)
鳥取県	鳥取市	10/24(水)	県立生涯学習センター (講義室)
島根県	松江市	11/20(火)	松江テルサ (大会議室)
岡山県	岡山市	11/13(火)	おかやまコープ (オルガホール)
広島県	広島市	9/19(水)	広島情報プラザ (第1研修室)
山口県	下関市	11/14(水)	海峡メッセ下関 (801大会議室)
徳島県	徳島市	11/ 7 (水)	とくぎんトモニプラザ (4階 会議室2)
香川県	高松市	11/ 8 (木)	レクザムホール (大会議室)
愛媛県	松山市	10/10(水)	ひめぎんホール (第6会議室)
高知県	高知市	11/16(金)	高知県立県民文化ホール (第6多目的室)
福岡県	福岡市	11/ 2 (金)	天神クリスタルビル (大ホールA・B)
佐賀県	佐賀市	10/30(火)	佐賀市文化会館 (大会議室)
長崎県	長崎市	11/ 1 (木)	長崎県建設工業協同組合 (8階 大会議室)
熊本県	熊本市	11/28(水)	くまもと森都心プラザ (A・B会議室)
大分県	大分市	11/21(水)	全労災ソレイユ (3階 牡丹)
宮崎県	宮崎市	11/ 6 (火)	宮崎空港ビル (2階レセプションルームA・B)
鹿児島県	鹿児島市	11/15(木)	宝山ホール (第3会議室)
沖縄県	那覇市	10/17(水)	沖縄産業支援センター (中ホール 312)

★Gマーク開催日➡：【ご参加の条件】平成30年8月以前に、何かしら「過重労働解消の取組」を行った経験をお持ちの方、または、現在取組んでいる方を対象にしています。数名のグループに分かれて学ぶことに同意のうえお申込ください。【セミナーのすすめ方】ワークショップ（座学を含む）型です。取組まれた時間の長い短いはありません。抱えている課題を乗り越える障害は何なのかを開示し、事例をヒントにグループ討議を行います。事前に、ご自身の課題の整理をお願い申し上げます。

「過重労働解消のためのセミナー」参加申込書

※送信面（表裏）を必ずご確認のうえお送りください
FAX 03-5913-6409 電話番号は表面

参加希望日	月 日	会場名			
※複数のお申込は、複写をとって別々にファックス					
フリガナ		フリガナ		参加希望人数	名
氏 名		企業・団体名			5名様以上はTEL確認をお願いします
業 種		企業規模	10名未満	10～100名	101～200名
					300名以上
					※いずれかを○で囲む
TEL	— —	e-mail	@.....		
FAX	— —		@.....		

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



熊本会場

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

参加
無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時

平成30年12月2日(日)

13:30~16:30 (受付13:00~)

会場

水前寺共済会館グレースシア

(熊本県熊本市中央区水前寺1丁目33-18)

[定員] 100名

主催：厚生労働省

後援：熊本県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

熊本会場

過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

プログラム

【主催者挨拶・働き方改革説明】

熊本労働局労働基準部監督課

【基調講演】

「メンタルヘルスと働き方改革
～法改正とエビデンスを踏まえた新たな働き方の探究～」

山本 勲 氏（慶應義塾大学教授）

【過労死遺族による体験談発表】

桐木 弘子 氏（東九州過労死等を考える家族の会代表）

【パネルディスカッション】

「働き方改革関連法の成立を契機として
考えてみよう職場環境」

【コーディネーター】

遠藤 隆久 氏（熊本学園大学教授）

【パネリスト】

山本 勲 氏（慶應義塾大学教授）

田村 祐輔 氏（株式会社鶴屋百貨店常務取締役）

佐々木 義博 氏（日本労働組合総連合会熊本県連合会事務局長）

村上 秀三 氏（社会保険労務士）

会場のご案内

水前寺共済会館グレースィア 鳳凰

（熊本県熊本市中央区水前寺1丁目33-18）

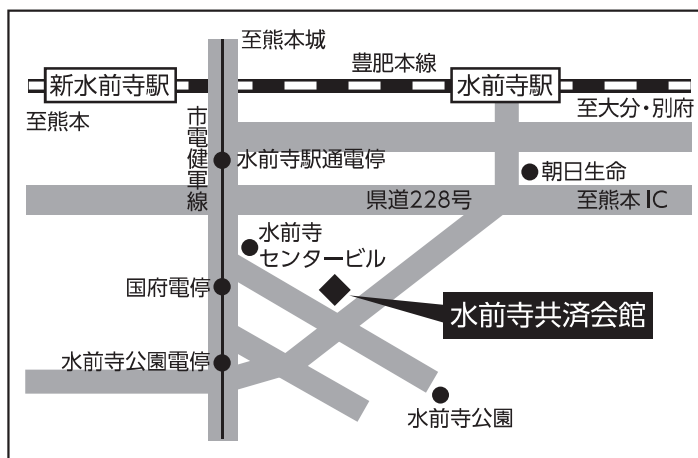
JR熊本駅からのアクセス

■市電（健軍行）乗車→国府下車……（所要時間30分）→徒歩5分

■豊肥本線乗換→水前寺駅下車……（所要時間10分）→南口より徒歩8分

参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。
（定員に満たない場合は、当日参加も可能です）
- ▶ 申し込みはWeb又はFAXをお願いします。
- ▶ 参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。
- ▶ 定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。



●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

●FAXでの申し込み：以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX 番号 03-6264-6445 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 主婦 | ☐ 学生 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お 名 前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
電話番号		
企業・団体名		

※申し込みいただいた個人情報、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

（お問い合わせ先） 電話：0120-053-006 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク